

「中期事業計画」の公表

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

福岡県信用保証協会では、令和3年度から令和5年度までの3年間のポストコロナに向けた重点取組みの期間と位置づけ、依然として厳しい状況が続く中小企業者に対する迅速かつ適切な資金繰り支援や、経営状況が悪化した中小企業者に対する金融機関および支援機関等と連携した経営支援に取り組めます。

また、コロナ禍において、社会全体の行動様式の変化や金融機関業務の電子化など協会を取り巻く環境は大きく変化し、国や自治体、金融機関をはじめとして各方面でデジタル化による手続きの見直しが進められており、当協会においてもデジタル技術を活用した業務効率化を進めていくこととし、中小企業者への速やかな融資実行や非対面かつ迅速な手続を行うための保証業務の電子化や、中小企業者と金融機関の利便性向上のための押印レス化などに積極的に取り組めます。

【保証部門】

（1）ポストコロナの資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けている中小企業者に対して、金融機関と連携し、ポストコロナの資金繰り支援に努めます。

<取組方針>

- ア. 新たな事業への取組み等ポストコロナへの対応を迫られる中小企業者に対し、業績変化や資金繰りの実態をきめ細かく把握し、迅速かつ適切な資金繰り支援に努めます。
- イ. 中小企業者の資金調達支援のため、金融機関と継続的な対話等を推進し、個々の中小企業者の実態に応じた柔軟な対応や保証付融資とプロパー融資の適切な組み合わせを行い、中小企業者の経営改善・生産性向上を図ります。

(2) 地方創生等への貢献

地域経済活性化につながる創業支援や事業承継支援を通じて地域経済を下支えし、地方創生に引き続き貢献します。

<取組方針>

- ア. 地域経済の活性化と雇用の維持・拡大につながる創業支援を引き続き積極的に推進します。

- イ. 中小企業経営者の高齢化の進展に加え、コロナ禍の影響により廃業の増加が懸念されることから、円滑な事業承継支援に取り組めます。

- ウ. 外部支援機関と連携し創業支援や事業承継支援に取り組むことで、地域経済活性化等への貢献を図ります。

【期中管理・経営支援部門】

(1) 経営改善・事業再生支援の推進

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、業績回復の遅れや過剰債務等の課題を抱える中小企業者に対して、金融機関や外部支援機関と連携し、経営改善・事業再生支援などの取組みを推進します。

<取組方針>

- ア. 新型コロナウイルス感染症対応資金、危機関連保証の利用先に対し、金融機関から提出されるモニタリング報告書を分析し、業績が大幅に悪化している先等について、早期に経営改善の取組みを促すなどの対応を行います。

- イ. コロナ禍により業績が悪化している中小企業者からの返済緩和申し出について、実情に応じ返済金額を変更する等、柔軟な対応を行います。

- ウ. 過剰債務により事業継続が困難となっている先については、外部支援機関と連携し、事業再生に向けた支援を行います。

- エ. コロナ禍により中小企業者の経営環境が激変しており、コロナ後における中小企業者の定量データを収集・分析し、経営支援の取組みに関する定量的な効果検証の試行・準備を行います。

【回収部門】

(1) 効率性を重視した債権の管理・回収の推進

第三者保証人や担保に依存しない保証の浸透により回収を取り巻く環境は益々厳しくなることが見込まれ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け業績が悪化した中小企業者の代位弁済の増加とともに求償債権の増加も想定されることから、効率性を重視した債権の管理・回収を更に推進します。

<取組方針>

- ア. 求償債権の急増を想定し、効率性を重視した債権の管理・回収の徹底と体制の強化を行うとともに、第三者保証人・不動産担保に依存しない保証や経営者保証がない保証の浸透により回収資源が乏しい求償債権の増加が見込まれることから、効率的な債権の管理・回収を推進します。

- イ. 代位弁済後の初動を徹底し、早期に回収可能性を見極め、効率的な債権の管理・回収を行うとともに、管理事務停止の推進、計画的な求償権整理を行い、実際求償権残高の縮減による管理負担の軽減を図ります。

(2) 営業中の求償権顧客に対する経営改善・事業再生支援

債務の弁済を確実に履行し経営改善や事業再生に意欲的な営業中の求償権顧客に対して、外部支援機関と連携し、経営改善・事業再生支援を行います。

<取組方針>

- ア. 債務の弁済を確実に履行し経営改善や事業再生に意欲的な求償権顧客に対して、事業状況や債務の整理状況等を、企業訪問を通じて把握し、支援策の提案や外部支援機関への「つなぎ」を行います。

- イ. 弁護士や再生支援協議会等の外部支援機関と連携し、求償権顧客の経営改善・事業再生支援や求償権消滅保証の提案を行います。

【その他間接部門】

(1) 業務改革の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会全体の行動様式の変化や金融機関業務の電子化の進展など協会を取り巻く環境が大きく変化しており、その変化に対応するため、継続的な業務改革に取り組めます。

<取組方針>

- ア. 金融機関業務の電子化や、非対面化等の社会全体における行動様式の変化に対応するため、信用保証業務の電子化に取り組めます。

- イ. デジタル技術等を活用し、押印レス・ペーパーレス化などの検討を進めるほか、業務全体を見直して業務の効率化を図ります。

(2) 人事・組織の活性化

質の高い信用保証サービスを提供するため、計画的に人材を育成することや、社会の変化に対応して組織と人員体制を見直すことにより、人事・組織の活性化を図ります。

<取組方針>

- ア. ポストコロナやデジタル化等の社会環境の変化に対応した組織・人員体制に見直します。

- イ. ワークライフバランスの実現や、職員の心身の健康の確保により、活力ある職場づくりを推進します。

- ウ. 環境変化に的確に対応し、課題解決に前向きに取り組む職員を計画的に育成します。

- エ. 協会の将来を担う人材を着実に確保するとともに、信用保証協会の社会的責任を果たすため、障害者の雇用をすすめます。

(3) コンプライアンス態勢の充実

信用保証協会の公共的使命と社会的責任を果たすために、引き続きコンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組めます。

<取組方針>

ア. コンプライアンス・プログラムを策定し、プログラムに基づいて委員会、各種会議、研修等を実施し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。

イ. 福岡県金融不正利用防止連絡協議会を構成する関係機関と連携し、反社会的勢力を排除します。

【保証承諾等の見通し】

令和3年度～令和5年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保証承諾	5,500億円	4,700億円	4,000億円
保証債務残高	15,300億円	13,700億円	12,000億円
代位弁済	200億円	250億円	300億円
求償権回収	28億円	29億円	30億円